

# 那覇港輸送効率化支援事業補助金交付要綱

## (通則)

第1条 那覇港管理組合管理者(以下「管理者」という。)が行う那覇港輸送効率化支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関しては、この要綱に定めるところにより行うものとする。

## (交付の目的)

第2条 この補助金は、那覇港利用による新たな輸送ルートの構築を行う荷主等に対し予算の範囲内で交付するものとし、実施に要した費用の一部を支援することにより、那覇港における国際コンテナ貨物の増大と那覇港を利用する輸送の効率化を促進すること等を目的とする。

## (定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

### (1) 新たな輸送ルート

- A: 海外から本土港湾経由で那覇港に移入されている貨物を、直接那覇港への輸入にシフト
- B: 海外から本土の主要な港を経由し、長距離で地方の港湾周辺に陸送されている貨物を、那覇港で輸入し、本土の地方の港湾への移出にシフト
- C: 那覇港から本土港湾経由で海外へ輸出されている貨物を、直接那覇港からの輸出にシフト
- D: 本土の地方の港湾周辺から長距離で陸送し、本土の主要な港を経由して海外へ輸出されている貨物を、本土の地方の港湾から那覇港に移入し、海外への輸出にシフト

### (2) 補助事業者

補助金の交付決定の通知を受けた者

### (3) 補助事業

補助事業者が行う新たな輸送ルートの構築

## (補助金の対象及び経費)

第4条 補助金の交付の対象となる費用とは、補助事業の実施に要した費用のうち、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 海上輸送費、陸上輸送費(那覇港及び本土港湾のコンテナヤードと保管場所

間の費用)、保管費用等(ただし、消費税及び地方消費税を除く。)

(2) その他管理者が補助事業の実施に要した費用として認める費用

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、シフト後の新たな輸送における海上輸送費、陸上輸送費、保管費用等の合計額のうち50%を対象とする。

2 補助金の上限額は1事業あたり100万円とする。

3 前項の規定に関わらず、補助金の交付額の総額は管理者が認めた額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、各事業年度において管理者が別に定める期日までに、那覇港輸送効率化支援事業補助金交付申請書(第1号様式)及び添付書類を提出するものとする。

2 申請者は、前項の補助金の交付申請をするにあたっては、海上輸送費、陸上輸送費、保管費用等にかかる消費税及び地方消費税を除いて申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 管理者は、前条の申請を受けたときは、当該申請書に係る書類等を確認し、これを適正と認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付決定を行うものとする。

(補助事業の内容の変更等)

第8条 補助事業者は、補助金交付決定後の事情の変更等により申請内容を変更して補助事業を行う場合には、遅滞なく那覇港輸送効率化支援事業補助金交付決定変更申請書(第2号様式)及び添付書類を管理者に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

(補助事業の中止又は廃止の承認申請)

第9条 補助事業者は、第7条の規定に基づき補助金の交付決定の通知を受けた事業を中止又は廃止する場合は、那覇港輸送効率化支援事業補助金中止(廃止)承認申請書(第3号様式)を管理者に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

(実績報告書)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた事業年度の2月20日までのいずれか早い日までに、那覇港輸送効率化支援事業補助金実績報告書(第4号様式)及び添付書類を提出するものとする。

(額の確定等)

- 第 11 条 管理者は、前条の報告を受けたときは、実績報告書の確認及び必要に応じて追加調査等を行い、その報告に係る補助事業等の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 2 管理者は、前項により交付すべき補助金の額を確定するにあたり、特に必要があるときは、補助事業者に対し、確認に必要な書面の提出を求めることができる。
  - 3 管理者は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずるものとする。
  - 4 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、管理者は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて支払遅延防止法第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた率の割合で計算した遅延金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第 12 条 管理者は、第 9 条の補助事業等の中止又は廃止の申請があった場合若しくは次に掲げる場合には、第 7 条の決定の内容の全部又は一部を取り消し若しくは変更することができる。
- (1) 法令、この要綱又はこれらに基づく管理者の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助事業等に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
  - (4) 交付決定の後、生じた事情の変更等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- 2 管理者は、前項の取り消しをした場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命じなければならない。
  - 3 前項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第 4 項の規定を準用する。

(補助金の交付請求)

- 第 13 条 補助事業者は、補助金の概算払いを受けようとするときは、那覇港輸送効率化支援事業補助金概算払請求書(第 5 号様式)を管理者に提出しなければならない。
- 2 補助事業者が額の確定通知を受けたときは、直ちに那覇港輸送効率化支援事業補助金精算払請求書(第 6 号様式)を提出するものとする。

(補助金の経理区分等)

第 14 条 補助事業者は、補助金に係る経費について、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を明らかにしなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び補助金にかかる証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を、補助事業を完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(雑則)

第 15 条 この交付要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

本要綱は、令和3年 10 月 27 日から施行する。

本要綱は、令和4年 8 月 30 日から施行する。

本要綱は、令和5年 6 月 30 日から施行する。